

議案第 1 8 1 号

さいたま市斎場及び火葬場条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市斎場及び火葬場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 2 年 1 1 月 2 4 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市斎場及び火葬場条例の一部を改正する条例

さいたま市斎場及び火葬場条例（平成 1 6 年さいたま市条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
（業務） 第 3 条 <u>さいたま市浦和斎場</u> （以下「浦和斎場」という。）は、次に掲げる業務を行う。 (1) [略] (2) <u>遺体の火葬等</u> に関する <u>こと</u> 。				（業務） 第 3 条 <u>さいたま市浦和斎場</u> （以下「浦和斎場」という。）は、次に掲げる業務を行う。 (1) [略] (2) <u>遺体の火葬</u> に関する <u>こと</u> 。 (3) <u>汚物、胞衣等の焼却</u> に関する <u>こと</u> 。			
2 [略]				2 [略]			
3 <u>さいたま市大宮聖苑</u> （以下「大宮聖苑」という。）は、次に掲げる業務を行う。 (1) [略] (2) <u>遺体の火葬等</u> に関する <u>こと</u> 。 (3) [略]				3 <u>さいたま市大宮聖苑</u> （以下「大宮聖苑」という。）は、次に掲げる業務を行う。 (1) [略] (2) <u>遺体の火葬</u> に関する <u>こと</u> 。 (3) <u>汚物、胞衣等の焼却</u> に関する <u>こと</u> 。 (4) [略]			
別表（第 9 条関係）				別表（第 9 条関係）			
1・2 [略]				1・2 [略]			
3 火葬場使用料				3 火葬場使用料			
区分	単位	使用料		区分	単位	使用料	
		市内居住者	市外居住者			市内居住者	市外居住者
浦和斎場	1 2 歳以上	1 体	[略]	浦和斎場	1 体	[略]	56,000 円
	1 2 歳未満						28,000 円
浦和斎場	1 2 歳以上	1 体	[略]	浦和斎場	1 体	[略]	30,000 円
	1 2 歳未満						15,000 円

	死産児	1胎		11,000円
	改葬	1キログラム	750円	6,000円
	身体の一部等	1キログラム	750円	6,000円
大宮聖苑	12歳以上	1体	[略]	56,000円
	12歳未満			28,000円
	死産児	1胎		11,000円
	改葬	1キログラム	750円	6,000円
	身体の一部等	1キログラム	750円	6,000円

備考

- 1 市内居住者及び市外居住者の区分は、死亡者の住所による。ただし、死産児についてはその者の母（母が特定できない場合には、利用者）の住所に、身体の一部等については本人（本人が特定できない場合には、利用者）の住所による。
- 2 [略]
- 3 改葬及び身体の一部等についての使用料は、1回の利用につき、市内居住者については7,000円、市外居住者については56,000円を上限とする。
- 4 改葬及び身体の一部等について、1キログラム未満の端数がある場合は、これを切り上げるものとする。
- 5 [略]
- 4 [略]

	死産児	1胎		6,000円
	汚物胞衣等	1キログラム		750円
大宮聖苑	12歳以上	1体	[略]	30,000円
	12歳未満			15,000円
	死産児	1胎		6,000円
	汚物胞衣等	1キログラム		750円

備考

- 1 市内居住者及び市外居住者の区分は、死亡者の住所による。ただし、死産児については、その者の母の住所による。
- 2 [略]
- 3 [略]
- 4 [略]

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後のさいたま市斎場及び火葬場条例別表3 火葬場使用料の表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る火葬場使用料について適用し、同日前の利用に係る火葬場使用料については、なお従前の例による。